

宇検村ふるさと納税返礼品募集要項

1 趣旨

ふるさと納税制度とは「ふるさとを応援したい」といった趣旨のもと、納税者が応援したい自治体を選んで寄附をした場合に、2,000円を超える部分について、一定限度額まで所得税・住民税が控除される制度です。寄附先は出身地に限らず、総務省が指定する全ての自治体から自由に選ぶことができます。

宇検村（以下、「村」または「本村」）では、ふるさと納税制度によりご寄附をいただいた村外在住の個人の方に、お礼として特産品や体験チケット等を進呈しています。魅力ある返礼品をそろえて村を全国にPRするとともに、寄附を促進し村の歳入を確保するため、ふるさと納税返礼品として商品やサービス等を提供する事業者及び返礼品を募集します。

2 事業者のメリット

- (1) 本村は、寄附者が寄附金額に応じて、返礼品パンフレットや専用のWEBサイトから希望する商品を自由に選択できる制度を採用します。返礼品として認められた場合は、商品や事業者の魅力を、パンフレットやWEBサイトを通じて広く紹介します。
- (2) 返礼品の送付に係る送料は村が負担します。返礼品送付時に、商品のみの場合と送料が変動しない範囲で自社商品のカタログ、チラシ等を同封することができます。（送付できるのはこの時だけです。それ以外では寄附者の個人情報を使用できません。）
- (3) 本村がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、その他の媒体へ情報提供することがあります。

3 応募の要件

事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本村が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 返礼品発送に係る手順に対応できること。

返礼品の発送は原則として事業者で梱包し、寄附者へ直送していただきます。予約品や寄附者の希望によるものでない限り、村から通知のあった日から原則として7日以内に発送し、その後速やかに村へ完了通知をすることとします。発送の遅延、発売中止、品質および発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに村へ報告してください。
- (2) 税等に未納のないこと。
- (3) 村担当者との連絡が確実に取れる状態であること。
- (4) 寄附者からの返礼品の問い合わせ、商品管理、発送、苦情処理等の対応ができること。

返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、事業者の責任で処理を行ってください。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、誠意をもって対応し解決に努めるものとし、苦情内容については速やかに村へ報告してください。なお、品質等の保証については、配送業者に責のある場合を除いて事業者が行ってください。
- (5) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (7) 個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守すること。

- (8) 食品返礼品については、食品の表示に係る関係法令を遵守し産地名や品種名などを適正に表示すること。
- (9) 村が必要と認めるときは、事業者に対する返礼品の調査（実施調査を含む。）に応じること。

4 返礼品の要件

返礼品は、次の(1) (2)の基準それぞれに該当するものとします。

(1) 次のア～クのいずれかに該当するもの

- ア 村内で生産されたもの
- イ 村内で原材料の主な部分が生産されたもの
- ウ 村内で製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことで価値を高めているもの
- エ 村内で生産されたもので、近隣市町村で生産されたものと混在が避けられないもの
- オ 村の広報目的で生産されたキャラクターグッズ等、村独自の返礼品等であることが明らかなもの
- カ ア～オに当てはまるものと関連性のあるものとを組み合わせ提供するもので、ア～オに該当するものが主要な部分を占めるもの
- キ 村内で受けられるサービス（体験、飲食、宿泊等）で、次の条件全てにあてはまるもの
 - ・ 村内及び村施設内にてサービスが提供されること（通信のみは不可）。
 - ・ 村内の施設や地域資源等を利用していること。
 - ・ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
 - ・ 事故がないよう、安全性の配慮に努めること。体験ツアー等では傷害保険及び損害賠償責任保険に加入すること。
- ク 鹿児島県若しくは村が品目を指定し、近隣市町村と共同で共通の返礼品とするもの

(2) 次のア～カの条件を全て満たすもの

- ア 本村の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- イ 品質及び数量において、安定供給が見込めること（数量限定、期間限定などの場合は、提供条件内で安定供給が見込めること）。
- ウ 食品については、寄附者に商品到着後少なくとも1週間以上の賞味（消費）期限が保証されるものであること（ただし、生鮮食品は除く）。
- エ 本村への寄附に対するお礼として品位が保てるような商品やサービスであること。梱包についてもお礼の品物として適切な梱包であり、輸送中の破損がないよう配慮したものであること。
- オ 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
- カ 返礼品の説明文や写真データ等が提供可能であること。提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

5 価格設定及び品数について

- (1) 返礼品に対する寄附金額の設定は、返礼品の価格（梱包にかかる費用を含む）を寄附金額の3割以内、かつ送料、WEBサイト利用にかかる諸経費等を加算した金額が寄付金額のおおむね5割以内となるよう、村で調整の上決定します。
- (2) 返礼品の価格には消費税と梱包代を含むものとします。また、村は、返礼品の負担額に加え、送料を負担します。適切な大きさの梱包を行い、送料は最小限に収めてください。

- (3) 返礼品本体の価格が届出額を超えた場合、超えた部分は提供事業者の負担となります。また実際にかかった費用が届出額を下回る場合は、実費を村が負担します。
- (4) 事業者が新規で登録する場合、返礼品は1事業者につき10品を上限とします。ただし、申込状況等により事業者ごとに上限数を調整する場合があります。

6 募集期間および流れについて

提供事業者及び返礼品の応募は随時受け付けますが、審査を経て提供開始までは、1か月程度かかる場合があります。寄附は11月～12月に特に集中するため、出来る限り10月上旬までの申請をお願いいたします。

- ① 返礼品登録
- ② 寄附者が村へ寄附を行い、返礼品を選択
- ③ 村が事業者へ発注、送付先情報を通知
- ④ 事業者が返礼品を準備・寄附者へ発送、村へ完了報告
- ⑤ 事業者から村へ請求

請求については、返礼品本体（梱包にかかる費用を含む）と送料の内訳がわかるようにし、原則として月末締めで行ってください。

7 申請方法

電子メールまたは郵送、窓口ご持参での申請を受け付けます。次の書類に必要事項を記入し、関係画像を添え、宇検村企画観光課へ提出してください。また、村は必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。申請にかかる費用の一切は、事業者の負担とします。

- (1) 宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 返礼品提案書（別紙もしくはExcelデータ）
- (3) 返礼品本体の画像および梱包状態がわかる画像等
- (4) 営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営まれている事業者のみ。※有効期限内のものに限る。）

8 提供事業者および返礼品の審査結果

本村における選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、提供事業者登録の可否および返礼品の採択を審査します。その結果を「宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書」（様式第2号）により事業者へ通知します。

9 返礼品の内容変更等

- (1) 事業者は、返礼品提供事業者登録決定及び返礼品決定後に、登録した企業情報および返礼品内容の変更または取消しをする場合は「宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録内容変更承認申請書」（様式第3号）及び別紙にて速やかに村へ申請してください。なお、変更・取消しで発生する費用は事業者の負担とします。
- (2) 宇検村は、変更内容を審査し、その結果を「宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録内容変更承認（不承認）決定通知書」（様式第4号）により事業者へ通知します。

10 返礼品提供事業者および返礼品の登録取消

- (1) 事業者が全ての返礼品提供を中止し、事業者登録を辞退しようとする場合は、「宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録辞退届出書」（様式第5号）を村へ提出してください。

- (2) 村は、登録された事業者または返礼品が次のア～ウのいずれかに該当した場合、当該事案を審査し、継続が認められないとの判断に至った際は、当該事業者に対し、「宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書」(様式第6号)を送付します。

ア 本要項3及び4に定める要件に適合しなくなったと認める場合

イ 提出書類に虚偽があった場合

ウ 村のイメージを損なう等、村に損害を及ぼす行為があった場合

- (3) (1)(2)の規定にかかわらず、事業者が倒産した場合は、村は通知書を送付せず、取消しができるものとします。

11 返礼品提供事業者登録の有効期限及び返礼品の見直し

- (1) 提供事業者資格の有効期限は認定された年度の末日までとしますが、有効期限までに事業所からの申出や村長からの取消しがない場合は、次年度の末日まで延長され、以降も同様とします。
- (2) 村は、事業者および返礼品について、全返礼品の年間の注文数等を目安とし、原則として毎年見直しを行います。注文数が少ない返礼品については、事業者と協議を行い、入替えについて検討します。
- (3) 村は、その他必要に応じて事業者と見直しの協議を行うことがあります。

12 その他の留意事項

- (1) 事業者は、返礼品決定後、業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、村が指定する窓口等へ提出してください。
- (2) 本村がふるさと納税制度の広報活動を行う目的で、必要に応じて事業者へ見本の提供をお願いする場合があります。
- (3) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 事業者は、本村からの通知書に対し不服がある場合、行政不服審査法に基づき、処分についての審査請求を行うことができます。
- (5) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13 申込み・問い合わせ先

宇検村役場企画観光課 ふるさと納税係

〒894-3392 大島郡宇検村湯湾 915

TEL : 0997-67-2218 (直通) FAX : 0997-67-2262

メールアドレス : kikaku@uken.net